

中越地震被災者支援制度等のお知らせ

このたびの中越地震で被災された皆様方に慎んでお見舞いを申し上げます。

この冊子は、被災された方々が1日も早く生活を再建できるよう支援制度等についてまとめたものです。市では被災された方々の支援に全力を尽くします。不明な点は、各担当部署にお問い合わせください。

■目 次

1 住宅の被害区分	P 1
2 住宅再建支援制度の適用早見表	P 2
3 被災者生活再建支援金制度	P 3
4 住宅応急修理制度	P 6
5 被災住宅の解体廃棄物の処分	P 6
6 市税等の納期限の延長と減免	P 7
7 災害障害見舞金	P 11
8 個人向け融資制度	P 12
9 中小企業向け融資制度	P 13
10 農林業施設等の災害復旧支援策	P 14
11 担当部署・相談窓口一覧	P 15

1 住宅の被害区分

住宅の被害の程度は4つに区分されます。市が屋根・外壁・基礎・内壁・床・柱・建具ごとに被害状況を調査し、それぞれの被害の割合を合計して総合的に判定します。

なお、店舗（工場）併用住宅の場合は、居住部分のみが対象です。

被害区分	被 害 の 認 定 基 準
全 壊	住宅の経済的損害割合が50%以上のもの
大規模半壊	住宅の経済的損害割合が40%以上50%未満のもの
半 壊	住宅の経済的損害割合が20%以上40%未満のもの
一部損壊	住宅の経済的損害割合が20%未満のもの

※被害区分を判定するため、ただいま家屋調査を実施しています（担当：資産税課☎39-2213）。これは余震による2次災害の防止が目的の「応急危険度判定調査」とは観点が異なります。

後日、家屋調査に基づき、全壊・大規模半壊・半壊の世帯に「被害認定通知書」を郵送します（担当：防災課（被災住宅生活再建支援チーム）☎39-2515）。

水道料金……………水道局☎35-1618
下水道使用料金・下水道受益者負担金……………下水道管理課☎39-2235

相 談 窓 口 (いずれも当分の間)

- こころのケアホットライン……新潟県・県臨床心理士会☎0120-913-600
時間：午前8時30分～午後10時（毎日）
- 震災特設行政相談………… 総務省新潟行政評価事務所☎0120-844-110
時間：午後8時30分～午後5時（毎日）時間外は留守番電話による対応
メール（110niigata@soumu.go.jp）による相談可
- 無料法律相談……………県弁護士会☎025-228-8911
時間：午後1時～4時（毎日）
面接相談：毎週日曜日午後1時～4時、市役所6階602会議室で開設
- 無料電話法律相談（12／5まで）……県司法書士会☎025-225-6757
時間：午前10時～午後4時（毎日）
- 地震損害保険相談……………(社)日本損害保険協会☎0120-940-460
時間：午前9時30分～午後4時30分（平日のみ。金曜日は午後4時まで）
会場：ながおか市民センター3階 消費生活センター内
- ペットの飼育・健康相談……………中越動物保護管理センター☎34-1416
時間：午前8時30分～午後5時（平日のみ）

災害に便乗した悪質商法にご注意を

◆訪問販売・電話勧誘を受けたら

「耐震診断に来ました」「何か困っていることはありませんか」など、あたかも無料で行うサービスのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もあります。
その場ですぐ契約せず、慎重に検討しましょう。

◆家屋の修理などを業者に依頼する場合

信用のおける業者か確認しましょう。「市から頼まれています」「消防署の方から来ました」など、市職員を名乗る電話勧誘や訪問販売も想定されますので、注意しましょう。

◆もしトラブルに巻き込まれたら

訪問販売や電話勧誘での契約は、多くの場合、クーリングオフにより8日以内であれば無条件で解約することができます（事業所は解約できない場合あり）。

消費生活センター ☎32-0022（午前9時30分～午後4時・平日のみ）

県消費生活センター☎025-281-5515（午前9時～午後10時・毎日）

この冊子に掲載した以外の支援制度については、該当する方に別途お知らせします。
また、新たな支援制度が決まったり、お知らせした内容に変更があったりした場合は、市政だよりなどを通じてお知らせします。

地震に関する情報は、 <http://www.city.nagaoka.niigata.jp>
こちらでご覧になれます。 <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/index/> (携帯電話向け)

編集・発行：長岡市秘書広報課 ☎940-8501 新潟県長岡市幸町2の1の1 ☎0258-39-2202/FAX 0258-39-2272

次のような被害では「半壊」にはなりません。また、これらの被害が重なっている場合でも、被害区分は「一部損壊」となります。

- ・屋根の棟瓦（屋根の一番高い所にある瓦）がすべて落下した。
- ・浴室の壁のタイルに亀裂が入り、一部が落ちた。
- ・基礎コンクリートに数カ所の欠けや亀裂が生じた。
- ・床の間や廊下の土壁に亀裂が生じ、半分程度が落下した。
- ・柱の一部が傾いたり、床の一部にすき間が開いたりした。
- ・家屋の一部が少し傾いた。

「半壊」は次のような被害がおおむね3つ以上重なっている場合です。

- ・屋根の瓦全体で半分以上がずれたり、落下したりした。
- ・外壁の半分以上がはがれ落ちた。
- ・内壁の半分以上にわたり亀裂が入ったり、壁が落ちたりした。
- ・基礎に複数の太い亀裂が生じた。
- ・建具の半数以上が破損した。

2 住宅再建支援制度の適用早見表

制度名	住宅の被害				支援内容
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
国の被災者生活再建支援金制度 (3ページの3へ)	○	○	×	×	・生活必需品の購入 ・被災住宅の解体 ・賃貸住宅の家賃など
長岡市の被災者生活再建支援金制度 (3ページの3へ)	○	○	○	×	・生活必需品の購入 ・被災住宅の解体 ・賃貸住宅の家賃 ・住宅の修理など
住宅応急修理制度 (6ページの4へ)	×	○	○	×	・住宅の応急修理

凡例： ○・・・適用あり ×・・・適用なし

(注1) 全壊の場合でも対象になることがあります。

住宅再建支援制度に出てくる用語の説明

●世帯全体の年収

平成15年中の世帯全員の収入をいいます。世帯の中の所得のある人すべてについて、それぞれの収入を3ページの表の左側（総所得金額）の区分により右側（収入の額）の計算式で求めた後、世帯全員の収入額を合計します。

なお、この場合の総所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。詳しくは市民税課☎39-2212にお問い合わせください。

総所得金額	収入の額
97万5千円以下	総所得金額+65万円
97万5千円超、108万円以下	総所得金額÷0.6
108万円超、234万円以下	(総所得金額+18万円)÷0.7
234万円超、474万円以下	(総所得金額+54万円)÷0.8
474万円超、780万円以下	(総所得金額+120万円)÷0.9
780万円超	(総所得金額+170万円)÷0.95

●世帯主

被災日において、主としてその世帯の生計を維持している人をいいます。

●要援護世帯

次のいずれかに該当する人がいる世帯をいいます。

- ①心身喪失・重度知的障害者
- ②1級の精神障害者
- ③1級または2級の身体障害者
- ④1級の障害基礎年金受給者
- ⑤1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳保持者
- ⑦厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧特級、1級または2級の公害健康被害者
- ⑨常に就寝を必要とし、複雑な介護を要する人
- ⑩①または③に準ずる65歳以上の人
- ⑪治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている人
- ⑫配偶者と死別、または婚姻を解消した人で現に婚姻していない人等で、現に児童を扶養している人
- ⑬父母のいない児童
- ⑭生活保護の要保護者

3 被災者生活再建支援金制度

担当：防災課（被災住宅生活再建支援チーム） ☎39-2515

住宅に多大な被害を受けた方を対象に、生活必需品の購入や被災住宅の解体・補修等に要した費用に対して支援金を支給します。なお、支援金の額は世帯全体の年収額や住宅の被害の程度により異なります。

1 支給対象世帯

- (1) 全壊世帯
 - ア 住宅が全壊の被害を受けた世帯
 - イ 住宅が大規模半壊または半壊の被害を受け、住宅の倒壊による危険防止や住宅の補修費が著しく高額となるなどの理由で、住宅を取り壊す世帯
- (2) 大規模半壊世帯
 - 住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

(3) 半壊世帯

住宅が半壊の被害を受けた世帯

※賃貸住宅の場合は、所有者ではなく、居住している世帯が対象となります。

2 支援金の上限額・・・下表の金額の範囲内で実際に要した経費分を支給します。世帯全体の年収が500万円を超えても支援金が支給されます。

国支援金 ⇒ 下表で網掛けした部分

長岡市の支援金 ⇒ 下表で網掛けした以外の部分

(単位：万円)

	区分	住宅の被害の程度			
		全壊	大規模半壊	半壊	
世帯全体の年収が500万円以下	単身世帯以外	国	生活関係経費 通常分 70 特別分 30 居住関係経費 200 (うち家賃等 50)	居住関係経費 100 (うち家賃等 50)	50
			300	100	
			市 100	100	
	単身世帯	国	計 400	200	37.5
			生活関係経費 通常分 55 特別分 20 居住関係経費 150 (うち家賃等 37.5)	居住関係経費 75 (うち家賃等 37.5)	
			225	75	
		市	75	75	
			計 300	150	
・世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯 ・世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯	単身世帯以外	国	生活関係経費 通常分 35 特別分 15 居住関係経費 100 (うち家賃等 25)	居住関係経費 50 (うち家賃等 25)	50
			150	50	
			市 50	50	
			計 200	100	
	単身世帯	国	生活関係経費 通常分 27.5 特別分 10 居住関係経費 75 (うち家賃等 18.75)	居住関係経費 37.5 (うち家賃等 18.75)	37.5
			112.5	37.5	
			市 37.5	37.5	
			計 150	75	
上記以外	単身世帯以外	市	100	50	50
	単身世帯	市	75	37.5	37.5

国の支援金の対象経費

平成16年10月23日以降の次のものが対象です。

生活関係経費	通常分	・次の物品の購入費または修理費 自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル、ガスコンロ、電気コンロ、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、室内用照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ ・引越費用
	特別分	・次の物品の購入費または修理費 ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、電気カーペット、防寒服、ベビーベッド、ベビーカー、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、その他の医療・福祉用具 ・住居移転のための交通費 ・住宅（公営住宅を除く）を賃借する場合の礼金 ・災害により負傷し、または疾病にかかった場合の医療費
居住関係経費	家賃等	・賃貸住宅（公営住宅を除く）の家賃、一時的な居住施設等の利用料
	家賃等以外	・原則として現在地で住宅を再建設する場合の住宅の解体費および整地費 ・住宅の建設、購入または補修のための借入金等の債務に係る利息および債務保証料 ・住宅の建設、購入または賃借に係る諸経費

長岡市の支援金の対象経費

平成16年10月23日以降の次のものが対象です。

- ・次の物品の購入費または修理費
畳、自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル、ガスコンロ、電気コンロ、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ、ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、防寒服、ベビーベッド、ベビーカー、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、その他の医療・福祉用具、給湯機、風呂釜、流し台、米びつ、ファクス、ビデオデッキ、ステレオ、ファンヒーター、電気カーペット、便器、ふすま、障子、窓、棚、作り付け家具、カーテン、カーペット、ベッド
- ・災害により負傷し、または疾病にかかった場合の医療費
- ・住居の移転費および住居移転のための交通費
- ・住宅（公営住宅を除く）を賃借する場合における当該住宅の家賃および礼金
- ・住宅の解体費および整地費
- ・住宅の建設、購入または補修のための借入金等の債務に係る利息および債務保証料等
- ・一時的な居住の用に供する施設等の利用料
- ・住宅の補修費

3 手続きの方法

半壊以上の被害を受けた世帯に「被害認定通知書」と一緒に文書を郵送し、お知らせします。物品の購入等を証明する書類（領収書、契約書の写し等）を保管してください。

4 住宅応急修理制度

担当：防災課（被災住宅生活再建支援チーム） ☎39-2515

大規模半壊または半壊と認定された住宅を応急修理する場合、一定の範囲内で市が業者に費用を支払います。

1 対象世帯

次のAのすべての要件を満たす世帯で、Bのいずれかに該当する世帯

A：ア 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと

※全壊の被害を受けた世帯でも応急修理を行って、引き続き、その住宅に居住する場合、対象になることがあります。

イ 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

ウ 応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）を利用しないこと

B：ア 世帯全体の年収が500万円以下

イ 世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯

ウ 世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

2 対象となる修理

屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓等の開口部、上下水道、電気、ガス等の配管、配線、衛生設備の応急修理

3 上限額

	住宅の被害の程度	
	大規模半壊	半壊
国の制度	60万円	60万円
県の制度	100万円	50万円
計	160万円	110万円

4 手手続きの方法

半壊以上の被害を受けた世帯に「被害認定通知書」と一緒に文書を郵送し、お知らせします。

5 被災住宅の解体廃棄物の処分

担当：環境施設課 ☎24-2838

全壊、大規模半壊または半壊と認定された住宅の解体や修繕で出る廃材、トタン、瓦、タイル、土壁などの収集・運搬・処分を市が無料で行います。来年度も同様の取り扱いをしますので、急を要する場合を除き、解体を急がないでください。

1 対象となる建物

半壊以上の被害を受けた住宅（アパート、貸家、独立した車庫、作業場などを除く）が対象です。店舗などの非住宅部分がある場合は、住宅部分だけが対象です。ただし、非住宅部分が全体の延べ床面積の3分の1未満の場合は、すべてが対象となります。なお、既に解体した建物もこの要件に該当すれば対象となります。

2 手手続きの方法

半壊以上の被害を受けた世帯に「被害認定通知書」と一緒に文書を郵送し、お知らせします。

6 市税等の納期限の延長と減免

税や国民健康保険料、保育料、上下水道使用料などの納期限を延長します。

この納期限延長により、11月30日(火)は口座振替を行いません。

①税の納期限の延長

税等の種類	内 容	担 当
個人市民税、法人市民税、入湯税 固定資産税、都市計画税 市税 該当地域 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、南魚沼市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、塩沢町、川西町、津南町、中里村、小国町、刈羽村、西山村、安塚町	左記の地域にお住まいの方、および主たる事務所・事業所が左記の地域に所在する事業者が、市税の納税者や特別徴収義務者である場合、平成16年10月23日以降に納期限が到来する個人・法人市民税、入湯税、固定資産税・都市計画税について、別途定める期日まで納期限を延長します。 なお、市税等の延長期間は余震の状況等を考慮して今後決定し、決定次第、市政だより等を通じてお知らせします。	市民税課 ☎39-2212 資産税課 ☎39-2213
県税 県税と国税の 申告・納税の期限延長 国税	平成16年10月23日以降に期限が到来するものについては、別途告示で定める期日まで申告・納税の期限を延長します。 なお、災害で一時に納税できないと認められる場合は、納税を猶予してもらうこともできます。	長岡地域振興局県税部 ☎38-2504 長岡税務署 ☎35-2070

②保険料、保育料、使用料等の納期限の延長

保険料・使用料等の種類	内 容	担 当
国民健康保険料 介護保険料 保育料・へき地保育園使用料	11月分の納期限（11月30日）を12月28日に延長します（12月以降分についても余震の状況によって納期限を延長する場合があります）。	国保医療課 ☎39-2220 介護保険課 ☎39-2245 児童福祉課 ☎39-2219
水道料金 下水道使用料	10月・11月分の納期限（12月6日）を平成17年1月5日に延長します。	水道局 ☎35-1618 下水道管理課 ☎39-2235
下水道受益者負担金	第3期分の納期限（11月30日）を12月28日に延長します。	下水道管理課 ☎39-2235

③税や各種使用料等の減免

災害で住宅等に一定以上の損害を受けた方は、その損害の程度に応じて市税等の「減免」が受けられます。

なお、被害範囲が全市におよんでいることや余震が続いていることなどから、以下に紹介する市税等の減免の対象となる人の認定方法、減免手続きの開始時期、手続き方法については現在検討中です。

詳細については、決定次第、市政だより等を通じてお知らせします。

1 個人市民税の減免

市民税課☎ 39-2212

(1) 適用される範囲

ア 住宅または家財

前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で、本人や生計を一にする配偶者等が所有する住宅または家財の損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、その価格の10分の3以上のとき。

イ 農作物

前年中の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、農業所得以外の所得が400万円以下の人で、減収損失合計額（減収価格から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が平年作（過去5年間のうち、豊凶年を除いた3年間の平均収穫量）の農作物による収入金合計額の10分の3以上のとき。

(2) 減免割合

ア 住宅または家財

損傷の程度	軽減または免除の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額 500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

イ 農作物

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

※災害発生日の属する年度の納期末到来分で、農業所得にかかる所得割税額（農業所得と農業以外の所得にあん分して計算します）について軽減されます。

2 固定資産税・都市計画税の減免

担当：資産税課☎ 39-2213

(1) 適用される範囲

損害の程度が、土地にあっては当該面積の10分の2以上、家屋にあっては当該

価格の10分の2以上、償却資産にあっては決定価格の10分の2以上のとき。

(2) 減免割合

ア 土地

損傷の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

イ 家屋

損傷の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

ウ 償却資産

償却資産の軽減または免除の基準は、家屋に準じて適用されます。

3 県税・国税の減免（軽減）

税の種類	内 容	担 当	
県税	個人事業税	所有する事業用資産の損害額が、その資産の価格の2分の1以上あるとき、もしくは所有する住宅または家財の損害が著しいとき、前年中の所得金額等に応じて一定額～全額が減免されます。	
	不動産取得税	建物を取得した直後に、その建物が災害を受けて損壊したとき、または災害を受けた建物などの代わりのものを取得したとき、被災した建物等の価格に応じて一定額～全額が減免されます。	
	自動車取得税	災害を受けた自動車の代わりのものを、災害を受けた日から6カ月以内に取得したとき、または自動車の取得の日から1カ月以内に災害を受けて使用できなくなったとき、被災した自動車の価格に応じて一定額～全額が減免されます。	
国税	所得税	「所得税法」に定める雑損控除か「災害減免法」に定める軽減免除を受けるか、どちらか有利な方を選択することができます（要確定申告）。	長岡税務署 ☎ 35-2070

4 国民健康保険料の減免	担当：国保医療課 39-2220	●保育料・へき地保育園使用料	担当：児童福祉課 39-2219																		
適用される範囲と減免割合は、個人市民税と同じです。																					
5 介護保険料の減免	担当：介護保険課 39-2245	(1) 対象者																			
適用される範囲と減免割合は、個人市民税と同じです。			災害により、その居住する家屋等に著しい損害を受けた人																		
6 その他一部負担金や使用料等の減免	(2) 減免割合																				
●国民健康保険・老人保健医療費の一部負担金	担当：国保医療課 39-2220	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>軽減または免除の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>半壊</td><td>2分の1</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	軽減または免除の割合	全壊	全部	半壊	2分の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>軽減または免除の割合</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td><td>全部</td><td>6カ月</td></tr> <tr> <td>半壊</td><td>10分の5</td><td></td></tr> <tr> <td>10分の3以上</td><td>10分の3</td><td>3カ月</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	軽減または免除の割合	期間	全壊	全部	6カ月	半壊	10分の5		10分の3以上	10分の3	3カ月
損害の程度	軽減または免除の割合																				
全壊	全部																				
半壊	2分の1																				
損害の程度	軽減または免除の割合	期間																			
全壊	全部	6カ月																			
半壊	10分の5																				
10分の3以上	10分の3	3カ月																			
●医療費助成制度の一部負担金	担当：国保医療課 39-2220	●国民年金保険料	担当：市民課 39-2250																		
(1) 対象者	(1) 対象者																				
次のいずれかに該当する国民健康保険被保険者および老人保健該当者			居住する住宅等が全半壊または一部損壊の被害を受けた人																		
ア 居住する住宅が全半壊したため、市民税が減免された世帯の人																					
イ 市民税非課税世帯の人で、居住する住宅が全半壊したとき																					
(2) 減免割合	(2) 免除の内容																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>軽減または免除の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>半壊</td><td>2分の1</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	軽減または免除の割合	全壊	全部	半壊	2分の1	住宅等の被害に応じて保険料の全額または半額が免除されます。														
損害の程度	軽減または免除の割合																				
全壊	全部																				
半壊	2分の1																				
ただし、①全額免除の期間分の年金受給額は、3分の1に減額されます。																					
②半額免除の期間分の年金受給額は、3分の2に減額されます。																					
●介護保険サービス利用料	担当：介護保険課 39-2245	●水道料金・下水道使用料	担当：水道局（水道料金） 35-1618																		
(1) 対象者	担当：下水道管理課（下水道使用料） 39-2235																				
次のいずれかに該当する「乳・幼児」「重度心身障害者」「ひとり親家庭等」および「老人」の医療費助成制度の該当者																					
ア 居住する住宅が全半壊したため、市民税が減免された世帯の人																					
イ 市民税非課税世帯の人で、居住する住宅が全半壊したとき																					
※「重度心身障害者」および「ひとり親家庭等」の所得制限は廃止します。																					
(2) 減免割合	(1) 対象者																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>軽減または免除の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全半壊</td><td>全部</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	軽減または免除の割合	全半壊	全部	宅地内の給水管（引込管）が破損して漏水が発生し、給水管を修理（建物の解体含む）した水道・下水道使用者																
損害の程度	軽減または免除の割合																				
全半壊	全部																				
(2) 減免の内容																					
次のいずれか多い方が減免されます。																					
ア 5m ³ に相当する水道料金・下水道使用料																					
イ 前年同期の水量と比較して、その8割を超えた水量に相当する水道料金・下水道使用料																					
7 災害障害見舞金																					
(1) 対象（以下に示す程度の障害を負った人）			担当：防災課 39-2206																		
①両目を失明した人②咀嚼（そしゃく）および言語の機能を失った人③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人⑤両上肢をひじ関節以上で失った人⑥両上肢を失った人⑦両下肢をひざ関節以上で失った人⑧両下肢を失った人⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められる人																					
(2) 支給額																					
被災した際、負傷された方が世帯の主たる生計維持者の場合は、250万円。それ以外の場合は、125万円を支給します。																					

8 個人向け融資制度

①災害援護資金

担当：防災課☎39-2206

世帯主が負傷した世帯や家財・住居に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

●貸付要件（所得制限）

平成15年の所得が右表の額以内の世帯に限ります。

世帯人員	平成15年所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円+1人増すごとに30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合	
	1,270万円

●貸付限度額等

区分	損害の種類および程度	貸付限度額
世帯主の負傷（療養に要する期間がおおむね1カ月以上）がある場合	ア 家財の損害および住居の損害がない場合	150万円
	イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	ウ 住居が半壊した場合 (特別な事情があるとき)	270万円 (350万円)
	エ 住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	イ 住居が半壊した場合 (特別な事情があるとき)	170万円 (250万円)
	ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別な事情があるとき)	250万円 (350万円)
	エ 住居の全体が滅失し、または流出した場合	350万円

※家財の損害とは、損害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上であるとき

※特別な事情があるときとは、住居を建て直すときに、その住居の残存部分を取り壊す必要がある場合等

【利率】年3%（据置期間中は無利子）【据置期間】3年（特別の場合は5年）

【償還期間】10年（据置期間を含む）【償還方法】年賦または半年賦

【保証人】必要（借受人同士による保証人設定はできません）

●申込期限 平成17年1月31日(月)

②被災住宅復興資金

担当：建築住宅課☎39-2229

被災した住宅の建替え、リフォーム・修繕及び代替土地の購入等に必要な資金を貸し付けます。

●貸付資格

前年の所得金額が年返済基準額の5倍以上、かつ1,000万円以下で、市税を滞納していない人（所得が年返済基準額の5倍に満たない人は、所得金額に見合う額に減額した金額の融資が受けられます）

●資金の種別・限度額・融資利率

資金の種別	融資限度額	償還期間	年利率
新築	1,000万円	35年以内	1.6%
リフォーム	700万円	25年以内	
宅地購入	700万円	25年以内	

●融資の条件

融資金額	最低50万円から融資限度額まで（10万円単位で融資） (申込者の所得金額により限度額または融資希望額まで借りられない場合あり)
償還方法	元利均等月賦償還（ボーナス時の併用償還も可）
担保・保証人等	取り扱い金融機関の定めによる

●申し込み 市内の取り扱い金融機関へ

●融資時期 新築及びリフォームは工事完了後

③母子寡婦福祉資金 担当：県長岡地域振興局地域福祉課☎33-4937

被災された母子家庭および寡婦に対して、各種資金を貸し付けます。

資金の種別	資金使途	融資限度額	償還期間	年利率
住宅資金	住宅の補修、購入等	200万円	措置期間2年後、7年以内	3%
	敷金、礼金、引越しに要する運送代等	26万円	措置期間6カ月後、3年以内	

※既に償還中（修学資金等を含む）の方へ

災害により償還が困難となった方には、償還期限の延長または違約金の免除が可能な場合がありますのでご相談ください。

9 中小企業向け融資制度

担当：商業振興課☎39-2228

①長岡市中小企業災害復旧資金 新潟県中越地震対策特例融資

対象	地震により建物（店舗・事務所・工場・倉庫・建物付属設備等）、機械設備（什器・備品を含む）及び商品・製品・原材料・仕掛品等に損害を受けた中小企業者
資金使途	復旧に必要な運転資金・設備資金
限度額	3,000万円以内
貸付利率	3年以内 信用保証付の場合：年1.5%（その他：年1.7%） 3年超7年以内 " : 年1.9% (" : 年2.1%) 7年超 " : 年2.3% (" : 年2.5%)
返済期間	10年以内（据置2年以内含む）

※融資を受けるには、り災証明書または被災証明書が必要です（担当：資産税課☎39-2213）。

②長岡市中小企業経営改善支援特別融資

対象	売上等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者（中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号のいずれかに該当する人）
資金使途	運転資金
限度額	3,000万円以内
貸付利率	5年以内 信用保証付の場合：年1.7%（その他：年2.2%） 5年超 “ ” : 年1.9%（ “ ” : 年2.4%）
返済期間	9年以内（据置1年以内含む）

- 申し込み（①・②とも） 市内の取り扱い金融機関へ
- 取扱期間（①・②とも） 平成17年3月31日（木）まで

③既往借入金元金の返済猶予について

建物、設備、商品等に損害を受けた中小企業者で、長岡市中小企業制度融資の借り入れがある場合は、元金の返済を最大1年間猶予することが可能です。詳しくは、融資を受けた金融機関にご相談ください（受付期間：平成17年1月31日（月）まで）。

③農林業施設災害応急復旧工事原材料支給及び建設機械貸付事業

被害を最小限に止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを行います。

対象団体	農家組合、町内会、土地改良区、水利組合、農業協同組合、森林組合、造林組合
対象工事	・被災した農林業用施設の増破防止用工事 ・被災したかんがい排水や交通等の機能を一時的に回復または補うための仮工事
支給原材料	コンクリート、骨材類、木材類、配管材類、袋類等
貸し付け建設機械	ブルドーザー、グレーダー、バックホウ等

④養鯉池の災害復旧事業費補助事業

二次災害の未然防止および錦鯉生産者の経営安定と生産振興を図るため、養鯉池の復旧を支援します。

種別	事業主体	補助対象要件	補助率
養鯉池	養鯉業者等	工事費用が3万円以上のもの	事業費の50%以内

10 農林業施設等の災害復旧支援策

担当：農林振興課 39-2223

①農地、農林業施設の災害復旧事業費補助事業

国の災害復旧事業に該当しないものに、市が補助します。

種別	事業主体	補助対象要件	補助率
農地	土地改良区	1か所の工事費用が3万円以上のもの	事業費の50%以内
農業用施設	農業協同組合	1か所の工事費用が5万円以上のもの	事業費の65%以内
林業用施設	森林組合 農家組合 町内会	県事業に該当せず、1カ所の工事費用が5万円以上のもの	事業費の50%以内

※国の災害復旧事業に該当するものは、国の補助残に対して、農地60%以内、農業用施設・林業用施設50%以内で市が補助します。

②災害復旧事業実施に伴う測量設計経費補助事業

国の災害復旧事業の実施に伴う測量設計経費（査定および実施、出来型）に、市が補助します。

事業主体	補助率
土地改良区	80%以内（激甚災害に指定された場合は90%以内）
農業協同組合	100%以内

11 担当部署・相談窓口一覧

各種制度等

被災者生活再建支援制度・住宅応急修理制度

防災課（被災住宅生活再建支援チーム）	39-2515
家屋調査（り災証明書・被災証明書の発行）	39-2213
被災住宅の解体廃棄物の処分	24-2838
災害見舞金・災害援護資金	39-2206
被災住宅復興資金	39-2229
母子寡婦福祉資金	33-4937
中小企業向け融資	39-2228
農林業施設等の災害復旧支援策	39-2223

税金・使用料等

国税	長岡税務署 35-2070
県税	県長岡地域振興局県税部 38-2504
市民税（個人・法人）	市民税課 39-2212
固定資産税・都市計画税	資産税課 39-2213
国民保険料・医療費の一部負担金	国保医療課 39-2220
介護保険料・介護保険サービス利用料	介護保険課 39-2245
保育料・へき地保育園使用料	児童福祉課 39-2219